

保育所等入所に係る重要事項確認書兼同意書

保育所等の入所申込みにあたり、以下の重要事項をお読みいただき、各項目の確認欄に☑し、署名してください。

重要事項		確認欄
確認事項・同意事項	① 「保育所等入所(園)の手引き」の内容を確認・了解のうえ、申込を行ってください。	☐
	② 申込後、期日までに必要な書類が提出されない場合、利用調整の優先順位が下がる場合があります。	☐
	③ 世帯構成や保育を必要とする事由等の内容に変更が生じた場合は、保育幼稚園課に連絡の上、速やかに必要な書類を提出してください。	☐
	④ 提出書類の内容について、勤務先等の証明元へ確認する場合があります。	☐
	⑤ 提出書類の内容が事実と異なる場合は、内定及び特定教育・保育給付認定の取消しとなります。	☐
	⑥ 保育料等の滞納(卒園児を含む)がある世帯は、利用調整の対象外となります。	☐
	⑦ 長期間、休園する場合は、休園する理由の有無に関わらず保育を必要とする事由に該当しないと判断し、退園となる場合があります。	☐
	⑧ 提出いただいた書類に記載されている事項の中で教育・保育の運営上必要と認められる情報、認定区分及び認定期間を施設・事業者へ提供します。	☐
	⑨ お子さまを安全にお預かりすることが難しいと判断した場合は、入園をお断りすることがあります。また、安全な保育実施のため、健診結果等について関係機関と連絡を取り合うことがあります。	☐
	⑩ 保育施設に定員を超える入所申込みがあった場合には、保育の必要性の高い方から入所できるよう利用調整を行うため、希望施設に入所できない場合があります。	☐
【該当する方のみ】	■育児休業中で申込みの場合■	
	⑪ 入所月の月末までに育児休業を終了し、翌月1日までに育児休業中の職場に復職してください。なお、期日までに復職していない場合や復職証明書が提出されない場合は退所となる場合があります。	☐
	⑫ 育児休業延長を目的とした申込みは受付できません。	☐
	■求職活動を理由に申込みの場合■	
	⑬ 入所後90日以内に、月64時間以上を満たす就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。期日までに提出がない場合、入所後90日が経過する日が属する月末をもって退所となります。	☐
	■妊娠・出産を理由に申込みの場合■	
	⑭ 産後8週間が経過する日の翌日の属する月末をもって退所となります。	☐
	■ひとり親家庭で申込みの場合■	
	⑮ ひとり親家庭等に該当する方は、「戸籍謄本」の提出または「児童扶養手当受給の有無」の申告等が必要です。提出等がない場合は、ひとり親家庭の調整指数及び保育料等の軽減措置が適用されません。	☐
■転入予定で申込みの場合■		
⑯ 入所月の1日までに住民票異動手続きをしてください。	☐	

四国中央市長 宛て

以上の重要事項について確認・同意し、入所(園)申込書及び提出した書類に虚偽がないことを誓います。

令和 年 月 日

申請児童氏名 _____

※申請児童が複数いる場合は並記してください。

保護者氏名 _____ (自署)